

不法投棄について

不法投棄は犯罪です！

山林、河川、空き家や空き地など人目に届かない場所、あるいは土地の所有者（管理者）が特定しにくい場所にごみをみだりに捨てる行為を**不法投棄**といいます。

不法投棄されたゴミの回収、処分には適正に処理した場合の何倍もの費用と労力がかかります。また、自然や景観を破壊するだけではなく、土地や水質の悪化、悪臭の原因となるなど生活や健康に悪影響を及ぼします。川崎町では生活環境や景観を守るため、町内の現状の理解に努め、町民の皆さんと協力しながら不法投棄撲滅を目指します。

不法投棄の事例

不法投棄は人目の届きにくい場所や道路沿線で多発していますが、最近では、平気で人目に付く所にも捨てています。



地主及び町民の皆さんへお願い

もし、私有地に不法投棄されてしまい、行為者が特定できない場合には、その土地・建物の所有者または管理者が自らの責任で処分しなければなりません。

そのため、不法投棄をされないように日頃から土地の適正管理をする必要があります。

- ・定期的な見回りを行いましょう。
- ・定期的に草刈り・剪定などを行い、見通しのよいきれいな状態を維持しましょう。
- ・周辺や入り口にロープを張ったり、柵を作ったりするなどして容易に侵入できないようにしましょう。

不法投棄を発見したら

不法投棄が行われている、不法投棄をしようとしている、不法投棄をして逃げて行ったなど現場を見たら、すぐに警察（110番）へ通報してください。

- ・発見日時
- ・投棄場所
- ・現場の状況
- ・投棄物に種類
- ・行為者や車両などに関する情報



不法投棄をなくすための取組み

川崎町では、不法投棄が行われやすい地域で監視パトロールを行っています。



警察との連携

不法投棄物の中から個人が特定できる物をもとに警察に捜査を依頼したりしています。



問合せ

川崎町役場 住宅環境課環境保全係
電話 0947-72-3000